

概 要

併給調整の解除に伴う傷病補償年金の額の変更に関する処分のうち、平成 15 年 10 月から平成 16 年 9 月までの期間にかかる傷病補償年金の額の変更に伴う差額を時効消滅により支給しないとした原処分を取り消し、その余の部分に係る審査請求は棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）はじん肺管理区分 4 の決定を受けて、昭和 63 年 3 月から傷病補償年金を受給していたが、同一事由により障害厚生年金・障害基礎年金（以下「障害厚生年金保険等」という。）を受給していたことから、傷病補償年金支給開始当初より、労災保険法別表 1 に定められた調整率を乗じた額を受給していた。

請求人は平成 21 年 2 月に、平成 4 年 11 月まで遡り、障害厚生年金保険等から老齢厚生年金・老齢基礎年金（以下「老齢厚生年金保険等」という。）に受給内容を変更した裁定を受け、平成 21 年 10 月 8 日付けで、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に対して厚生年金保険等の受給関係変更届を提出した。

監督署長は、社会保険官署が受給内容の変更に伴う差額回収決議を行ったのは、平成 15 年 10 月以降の分であることから、同月を変更年月として傷病補償年金を支給調整のない額へ変更したうえで、時効により、同届を受理した 5 年前まで遡った平成 16 年 10 月以降に関して、変更処理に伴う差額を追給する旨の決定を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

社会保険事務所の責任による年金記録問題の犠牲者である私は、年金特例法の施行によって時効にかかわらず遡って救済を受け、更に、障害厚生年金・障害基礎年金と比較して給付額が少なくなる老齢年金をあえて選択し、労働者災害補償保険の調整を解除して貰おうとした訳であるから、当然、労働者災害補償保険の支給調整は、老齢年金が裁定されている平成 4 年 11 月に遡り解除されてしかるべきであって、時効により算定された額を追給するとした監督署長の決定は明らかに誤っている。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人は、平成 4 年 11 月まで遡り、障害厚生年金保険等から老齢厚生年金保険等へ選択変更を行っている事実が認められ、同月より傷病補償年金の支給事由と同一の事由による障害厚生年金等を受給しなくなっているが、社会保険庁が選択変更に伴う差額回収決議を行ったのは、平成 15 年 10 月以降の分であることから、この時点をもって労災保険法別表 1 に定められた調整率を乗じることなく傷病補償年金を支給することとした。

しかし、請求人から「厚生年金保険等の受給関係変更届」が提出されたのは、平成 21 年 10 月 9 日であり、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 30 条の規定により時効消滅となら

ない同届の提出前5年間について差額を追給することとした。

4 審査官の判断

労働者災害補償保険請求権の時効の起算日については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、会計法ともに特段の規定がなく、このことに関しては、一般法である民法（第166条第1項）の規定が適用されることとなるが、同規定によると「消滅時効は、権利を行使することができるときから進行する。」とされ、本件の如く、年金給付においては、支払い請求権が生じる支払期日ごとに時効が進行するものと解される。

しかしながら、本件、厚生年金保険等の受給関係変更届提出の契機となった、老齢厚生年金保険等の裁定は、平成21年2月になされていることを考えると、請求人は、それ以前に同届を提出することができなかったわけであるから、各支払期日を時効の起算日とする内容を本件に適用することは合理的ではない。

また、「権利を行使することができるとき」とは、単に、その権利の行使について法律上の障害がないということだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることをも必要と解するのが相当でなければならないのであるから、やはり、老齢厚生年金保険等の裁定がなされたときから時効が進行すると考えるのが妥当であって、平成21年2月から時効が進行する本件において、消滅時効を適用させることはできない。

とは言え、労災保険と厚生年金保険が具体的に調整されるのは、

- ① 同一の事由により支給されるもの
- ② 実際に支給されるもの
- ③ 厚生年金保険等の被保険者期間、災害の内容から見て厚生年金等が支給されるものと認められるもの

の要件に該当した場合であるから、平成4年11月から平成15年9月分については、老齢厚生年金保険等に移行されてはいるものの、社会保険官署において時効による差額回収を断念していることが認められ、受給した年金額としては、障害厚生年金保険等の金額が支払われている状態のままになっているのであるから、この間に関しては労働者災害補償保険の調整を解除することはできない。

5 結論

以上のとおり、監督署長が平成21年12月4日付けで請求人に対して行った傷病補償年金額の変更に関する処分のうち、平成4年11月から平成15年9月にかかる年金給付については、支給調整を解除する理由は認められず、妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

しかし、平成15年10月から平成16年9月にかかる年金給付について、時効により、その差額を支給しないとした旨の決定は妥当ではなく、取り消されるべきである。